

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見

|   |  |
|---|--|
| [提出者名]  | 在日米国商工会議所 ( <i>The American Chamber of Commerce in Japan</i> ) |
| [意見]  |  |
| <p>在日米国商工会議所 (ACCJ)は、一定の要件の下、株式会社の代表取締役等の住所を登記事項証明書等において一部表示しない措置を講ずることができるよう、商業登記規則を改正するとの方針が政府より打ち出されたことを歓迎する。しかし、今回の改正は、株式会社に限定されており、例えば、合同会社の職務執行者や外国会社の日本における代表者は含まれていないものと理解している。しかしながら、本改正を株式会社に限定する合理的理由はなく、他の法人形態についても対象に加えるべきと考える。特に ACCJ の会員企業は、合同会社（代表社員が法人でその代表者が個人である場合も存在する）など会社形態は様々であり、また代表者、職務執行者が外国人である、また外国に居住している場合もあり、安全な生活環境の保全という観点で日本と大きな違いがある国があることも考慮すべきと考える。株式会社以外の法人形態をとる ACCJ の会員企業において、サービスに不満を持つ顧客から代表者の住所に郵便が届き、代表者が家族を含め身辺の危険を感じた事例などが実際にあり、住所非表示の必要性は株式会社に限定されず他の法人形態にも存在する。</p> <p>また、改正案は、住所の一部を表示しない措置の申出ができる時期を代表取締役の就任等の一定の変更登記の申請時に限定している。しかし、このような時期の限定を設ける合理的な理由はなく、より有効に代表者や職務執行者のプライバシーを保護する観点から、いつでも住所の一部を表示しない措置の申出ができるようにすべきと考える。</p> |  |